

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

阿久根市(以下: 当市)は、鹿児島県の西北部に位置し、その広がり東西11.1キロメートル、南北22.4キロメートルで面積は134.29平方キロメートル、周囲は75キロメートルである。市の周辺は、北に急潮黒之瀬戸を隔てて長島に相對し、東部は出水市、南部は薩摩川内市とそれぞれ接している。また、西は東シナ海に面して40キロメートルに及ぶ屈曲に富んだ海岸線を形成している。市の地形は、九州山脈の断片である紫尾山系が海に迫っており平野に乏しく、周囲は、高峰紫尾山やこれに連なる横座山、熊野山、鷹首山、上床山の小丘で囲まれている。また、河川は、市のほぼ中央を高松川、北部を折口川、南部を大川川等の紫尾山系に源を發する河川が存在し、流域のかんがい等に重要な役割を果している。地質は、おおむね火山岩と中生層の露出が多く、河川の流域は沖積層で軟弱地盤であるが、丘陵の台地は洪積層をもって構成されているため比較的強固である。



②気象概況

当市は、一般的に温暖多雨の気候である。

とりわけ春から秋にかけては、特に温暖で降水量も多く、冬は降雪が観測されることもある。

降水量は年平均2,200ミリであるが、6月から7月に集中しやすく、ここ15年の間には度々局地的な集中豪雨が發生した。

また、台風については、7月から10月にかけて、その多くが西南から北東への進路をとり接近もしくは上陸し、暴風雨、高潮による大きな被害が發生している。

(土砂災害: 国土交通省土砂災害マップ)

当市は、地形・地質条件から山地災害、土石流、地すべり、急傾斜崩壊等の風水害による斜面崩壊、農地災害等の被害が予想されており、土砂災害の發生が予想される地区は、脇本地区、大川地区、鶴川内地区に集中している。(図表①: 次頁国土交通省 土砂災害マップ)



(図表① 国土交通省土砂災害マップ：重ねるハザードマップより抜粋)

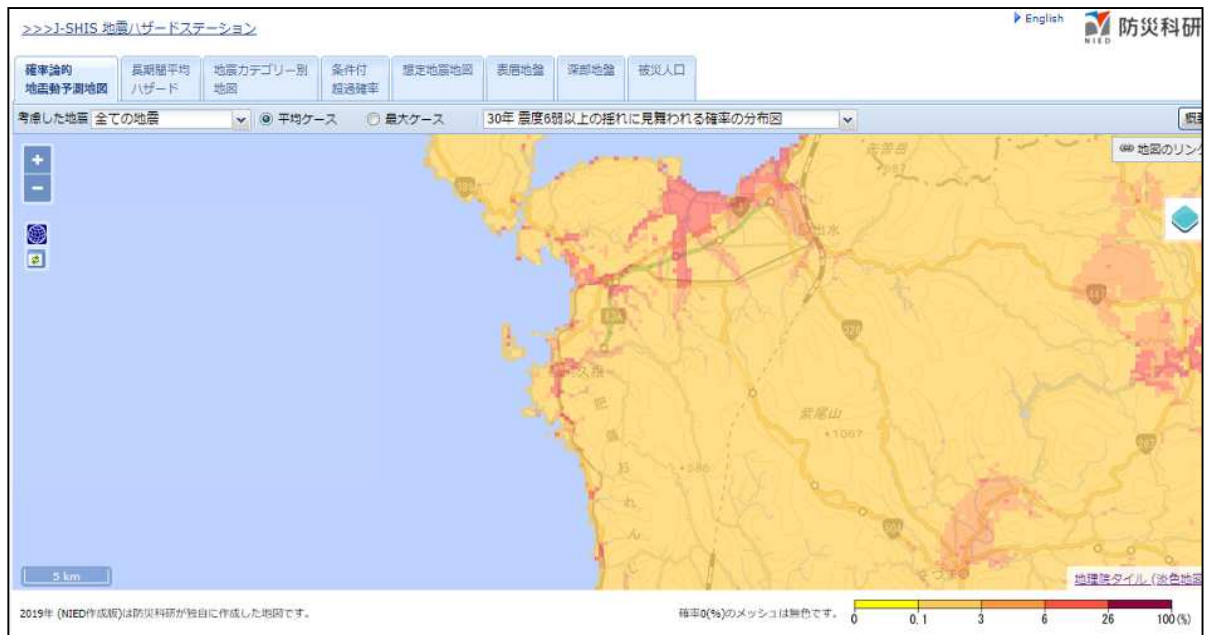
(地震：J-SHIS 地域防災計画)

平成9年3月に発生した県北西部地震は、震度5強を記録し、平成9年5月には震度5弱の地震がほぼ同地域を震源地として発生した。

当市の地域防災計画によると東シナ海に広く面しているため、流失油、漂流物による危険、津波による被災の危険等も警戒しなければならない。

また、当市への被害想定が大きい地震は、出水断層帯及び日奈久断層帯で発生すると想定される地震であり、地震ハザードステーションによると、震度6弱以上の地震が今後30年間で3～26%の確率で発生すると予想されている。(図表② 震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図)なお、震度4以上の地震が発生した場合には津波の発生の恐れもあることから、次頁の当市の防災マップの津波発生時の標高マップを用いて、避難・対処することを呼び掛けている。

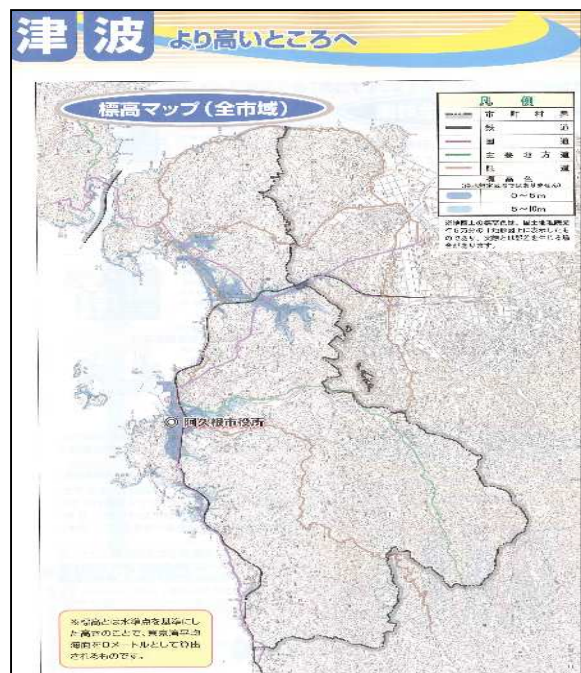
(図表③～④ 当市の地震防災マップ及び標高マップを参照)



(図表② 震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図：地震 J-SHIS ハザードステーションより抜粋)



(図表③ 当市の地震防災マップ)



(図表④ 津波発生時の標高マップ)

(その他)

市内の折口川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成18年の県北部豪雨災害において、大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。

このとき、当市では人的被害に加え、建物等被害がおおよそ140棟に上った。

※阿久根市防災マップ

<http://www.city.akune.kagoshima.jp/kurashitetsuzuki/bohanbosai/bosaimap.html>

※阿久根市地域防災計画

<http://www.city.akune.kagoshima.jp/kurashitetsuzuki/bohanbosai/documents/chiikibosaikeikaku.pdf>

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1, 129人
- ・ 小規模事業者数 1, 018人

【内訳】

(令和元年12月現在)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	123	98	市内各地に点在、一部津波などの影響を受ける事業者がある。
	建設業	192	182	市内各地に点在
	卸・小売業	297	269	市内に広く分布 中心市街地の事業者は洪水や津波の影響を受けやすい
	サービス業	495	452	市内各地に点在 中心市街地の事業者は洪水や津波の影響を受けやすい
	その他	22	17	市内各地に点在
合計		1, 129	1, 018	

(3) これまでの取組

① 当市の取組

- ・ 地域防災計画の策定

阿久根市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、阿久根市防災会議が作成する計画であり、当市、鹿児島県及び防災関係機関や公共団体その他市民がその有する全機能を有効に発揮し、市域における防災に関して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を実施することにより、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、平成4年に作成後、必要に応じて更新している。

- ・ 防災訓練の実施

当市は大雨洪水や土砂災害を想定した防災訓練やその他多岐にわたる災害を想定した総合防災訓練、消防訓練、非常通信訓練、避難訓練、事業所等が行う訓練を定期的実施している。

- ・ 防災備品(資機材・物資・食料等)の備蓄

当市の総務課で、通常想定される避難者1, 500人の概ね3日程度の食料、水、資機材などの備蓄を行っている。

- ・防災マップの作成及び各戸配布

平成25年に防災マップを作成し、市民へ配布した。災害から身を守るためには、自主防災の意識高揚、自主防災組織を中心とした日頃からの取り組みの重要性を示し、この防災マップの活用を呼びかけている。

②当会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知・案内

令和元年7月に国による中小企業強靱化法が施行され、商工業者に対し巡回指導及び窓口指導により「事業継続力強化計画」認定制度の案内・説明を行った。

- ・事業者BCP策定セミナーの開催

平成30年度より、東京海上日動火災保険(株)鹿児島支店と連携し、県内ではいち早く商工業者向けにBCP策定セミナーを開催している。(平成30年度に2回実施)

- ・東京海上日動火災保険(株)鹿児島支店及び会員事業所と連携して損害保険への加入促進

- ・防災備品(携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート等)を備蓄

- ・阿久根商工会議所(以下：当会議所)の事業継続力強化計画を策定

東京海上日動火災保険(株)鹿児島支店の策定支援を受け、事業継続計画を作成。

- ・当市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、当会議所のBCP策定を行ったが、定期的な訓練の実施と実施後の振り返りによる職員のスキルアップや、組織内での対応推進ノウハウの共有が必要である。

また、保険・共済に関する助言を行える経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

その他に、地区内の小規模事業者における事業者BCPの策定の必要性に関する認識がかなり低いことが現状としてみられる。

①小規模事業者のBCPへの認知及び策定が進んでいない

当会議所は、令和元年度より巡回時に広報冊子「事業継続力強化計画認定制度のご案内」を活用して、一部の管内事業者への周知は行ったが、防災の意識や計画の必要性、認知度は限りなく低い。

巡回指導で分かったことは、管内事業者で既にBCPを策定しているところはなく、認定制度を知らない事業者がほとんどであった。したがって、事業者BCPの策定に関する市全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが実態である。

よって、当会議所と当市との連携による取り組み強化が急務である。

②策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携強化が必要である。

Ⅲ 目標

上記のような現状と課題を踏まえて、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、当会議所と当市が連携しながら、小規模事業者の防災・減災対策について支援を強化することを目的に、小規模事業者が事業を継続していくための経営力向上を進め、小規模事業者への防災・経営支援を伴走し取り組む。

- ・ B C P策定の必要性の周知強化
当会議所及び当市により、小規模事業者に対し過去の災害例のデータを元に災害リスクを認識させ、倒産防止や災害復旧の事前対策の必要性を周知する。
- ・ 当会議所の B C Pについて、年 1 回以上の部内ミーティングを実施し、災害時における復興支援がスムーズに行われるよう、職員のスキルアップ等、支援体制の整備に努める。
- ・ 巡回指導時、損害保険等の加入状況をヒアリングし、加入の検討や必要に応じて損保会社へのリレーなどの支援を実施する。
- ・ 小規模事業者への B C P策定支援の強化
B C P対策セミナーを開催し、B C Pの知識や重要性、当市の防災計画などを交えて小規模事業者の B C P策定の支援を行う。

● B C P対策セミナー、策定件数の実施目標

項目	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
① BCP プラン策定件数	3 件	3 件	3 件	5 件	5 件
② 専門家派遣件数	1 件	1 件	1 件	2 件	2 件
③ セミナー開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

- ・ その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年10月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会議所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

小規模事業者に対する BCP 計画の必要性について普及・啓発を目的として、年度事業計画に計画策定支援件数等の目標数を定め、その目標達成に向けた取組を行うものとする。

① 広報等による啓発活動

当市の防災マップをそれぞれの事務所内に周知掲示を行うほか、会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、BCP策定の重要性や策定メリットなどの案内を行う。

② 防災マップによるリスクの周知

経営指導員等が小規模事業者を巡回指導時に、防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害リスクを小規模事業者と共に確認・共有し、BCPへの意識を高め、重要性を図る。

③ リスク軽減のための損害保険などの提案の実施（下記参照）

事業者BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得の減少、事業主・従業員等のケガ、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策を予め検証することが求められる。そこで、BCP策定セミナーの開催に合わせリスク管理や損害保険等の加入状況を把握するために、損保会社と連携して保険相談等を実施する。

● 商工会議所が取り扱っている損害保険等

(財産損壊リスクへの備え)

- ・ 火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償
- ・ 自動車関連事故の賠償補償

(事業休業リスクへの備え)

- ・ 事業主・従業員の休業所得補償
- ・ 災害、事故、伝染病(新型コロナウイルスを含む)等に伴う営業損失補償

(経営のリスクへの備え)

- ・ 取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え
- ・ 事業主、家族、従業員のケガ、病気、がん等への備え
- ・ 廃業・退職後の生活資金積立
- ・ 従業員の退職金積立

(賠償責任のリスク)

- ・ 食中毒や異物混入などの製造者責任・情報漏洩等に関する賠償補償

(労災事故のリスク)

- ・業務災害・ハラスメント等の管理者賠償責任補償

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会議所は、令和2年事業継続計画を作成(別添)。

3) 関係団体等との連携

- ・関係団体(当市、損害保険会社、銀行等)への普及啓発ポスター掲示依頼、また、連携協定を結ぶ日本商工会議所推奨の東京海上日動火災保険会社と連携して専門家の派遣を検討・依頼し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介を行う。

●災害リスクの周知及び策定等に関する実施目標

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
BCP プラン策定件数	3件	3件	3件	5件	5件
専門家派遣件数	1件	1件	1件	2件	2件
セミナー開催回数	1回	1回	1回	1回	1回

⇒突発的な自然災害が発生した場合に事業を継続するために必要な防災意識を高めることと、情報提供を第一に考えた事業継続のための構築支援を行う。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を実施。
- ・当会議所と当市で事業継続力強化支援のための連絡会議(仮称)阿久根市事業継続力強化支援協議会(構成員：当会議所(法定指導員の参画を含む)、当市)を年1回開催し、状況確認や改善点等について情報共有する。また、協議会の評価結果は役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや会報(年1回)へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に関覧可能な状態とする。

●事業者BCP等の取組状況の確認について

項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事業者BCP等の取組状況のフォローアップ目標件数	3件	3件	3件	5件	5件

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当会議所は、阿久根市地域防災計画に基づいた防災訓練に積極的に参加するとともに、当市との連携ルートの確認等を行う。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定や、関係機関への連絡等の対策を進める。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 応急対策の定義

- ・ 応急対策とは、BCPに定める「安否確認」、「時間外、休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で当会議所・当市が連携して行う応急対策は次の業務とする。

● 当会議所及び当市で連携して実施する応急対策

- 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 2) 被害調査・経営課題の把握業務
- 3) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを当会議所と当市で整備する。

② 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

- ・ 当会議所、当市のそれぞれのBCPに従い安否確認を行う。
安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。
- ・ 発災後速やかに職員の安否確認・報告を行う。
(電話・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等を当会議所と当市とで共有する。))

● 各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
阿久根市商工観光課	○職員：発災後1時間以内に緊急連絡網(携帯電話)にて確認
阿久根商工会議所	○職員：発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 ○三役：発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 ○議員：1日以内に電話にて確認 ○会員：3日以内に電話もしくは巡回等で会員の安否を確認

③ 安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

- ・ 発災後3時間以内には、当会議所と当市との間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については下記のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。なお、県への報告は、当会議所及び当市の両面から速やかに行う。

● 安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体等
	第1順位	第2順位	
阿久根市商工観光課	課長	課長補佐	鹿児島県商工政策課
阿久根商工会議所	事務局長	中小企業相談所長	鹿児島県商工政策課

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会議所と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
また、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の対応策を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。
- ・ 被害規模の目安は以下を想定

被害規模	被害の状況	想定する応急対策内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 (2) 被害調査・経営課題の把握業務 (3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 (2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報はない。	通常の経営支援業務

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会議所と本市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

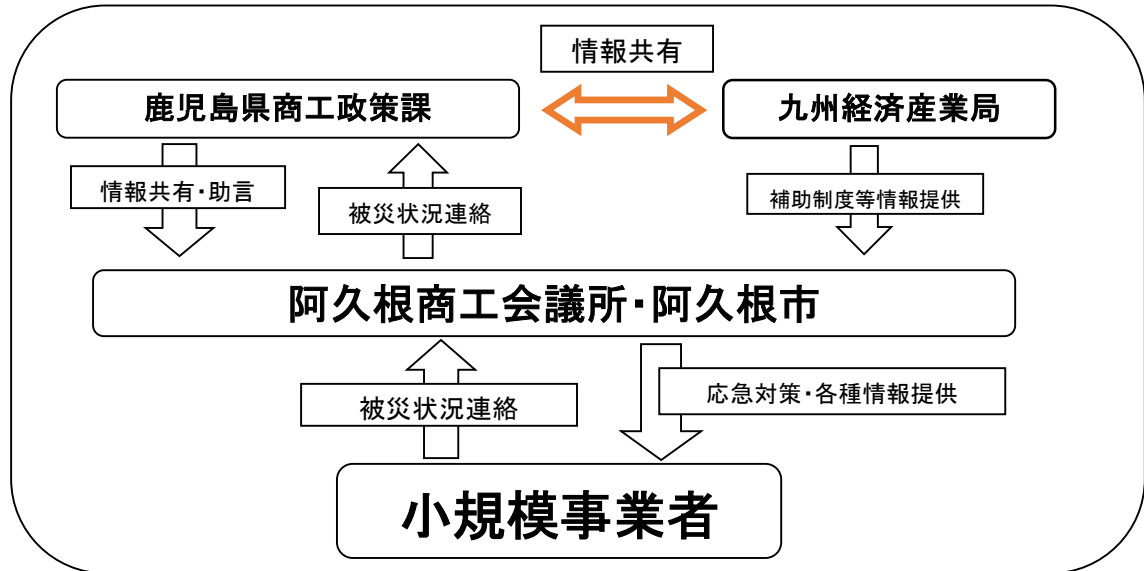
期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回(午前、午後各1回)
1週間～2週間	1日に1回(午前)
2週間～1ヶ月	1日に1回(午前)
1ヶ月以降	週1回

※災害規模により異なる。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

1) 指揮命令・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。(図表⑤：体制図は以下のとおり)



(図表⑤：指揮命令・連絡体制図)

2) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、当会議所(事務局長)と当市(商工観光課長)が阿久根市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定する。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

当会議所と当市が共有した情報を、下記の県が指定する様式①に記載し、当会議所及び当市より県の商工政策課へ報告を行う。また、必要に応じて重要と思われる情報は追加して別途報告する。

(様式①)

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て (メールアドレス: dontai@pref.kagoshima.lg.jp)

令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者: _____ メールアドレス: _____
 電話番号: _____

被害会社全額

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の高額に 必要な数、 おおよそで可	(被害額内訳) 単位: 千円				被害状況 ※任意 ※被災状況がわかる内容があれば、
					土地 (補償土砂移除 費・暫定費) ※事業の高額に課 する	建物 (事業の高額に課 する)	機械設備	商品、原材料、 什器品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					

＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

1) 相談窓口の開設

- ・当会議所は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について当市と検討し、小規模事業者へ周知を図る。
(国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はそれに従うものとする。)

2) 管内小規模事業者の被害状況の確認について

- ・発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

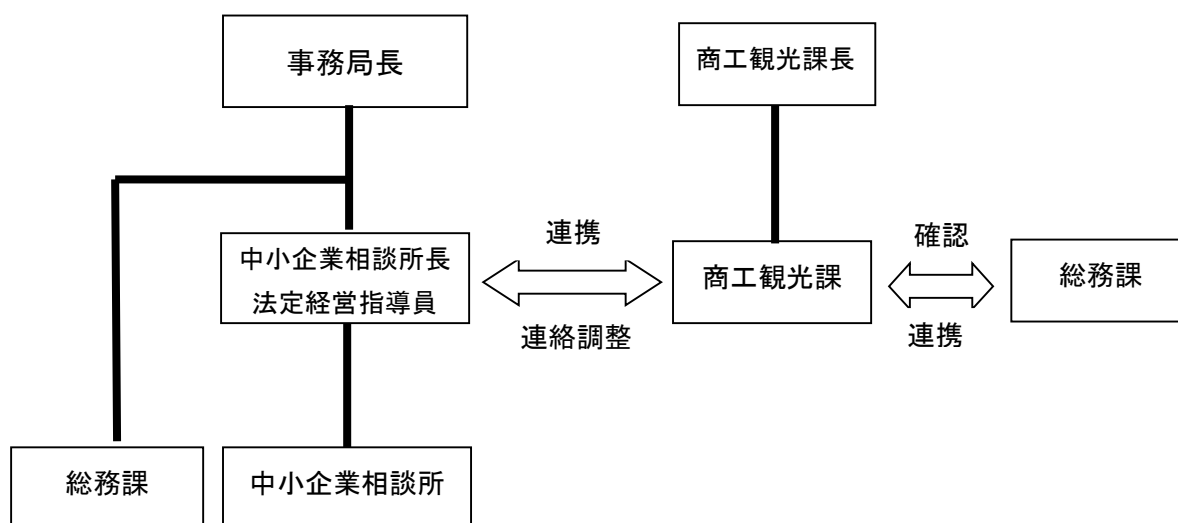
(令和2年6月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

○実施体制

■阿久根商工会議所

■阿久根市



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 宇都 英行、田上 雄二、奥平 隆志 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- 1) 本計画の具体的な取り組みの企画や実行。
- 2) 本計画に基づく進捗確認。
- 3) 年1回「(仮称)阿久根市事業継続力強化支援協議会」開催し、状況確認や改善点等を協議する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

阿久根商工会議所 中小企業相談所

〒899-1624

鹿児島県阿久根市大丸町16番地

TEL : 0996-72-1185 FAX : 0996-72-1186

MAIL : daihyou@akune-cci.or.jp

②関係市町村

阿久根市役所 商工観光課

〒899-1696

鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

TEL : 0996-73-1211 (直通 0996-73-1114) FAX : 0996-72-2029

MAIL : suisho@city.akune.kagoshima.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. セミナー開催費	100	100	100	100	100
2. 専門家派遣費	0	0	0	0	0
3. 協議会運営費	20	20	20	20	20
4. チラシ製作費	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

阿久根商工会議所会費、阿久根市補助金、鹿児島県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

※専門家派遣費については、ミラサポやエキスパートバンクで対応することを想定。